

# 令和時代の「司書講習」

令和元年度 司書・司書補講習開講大学全国連絡協議会報告

2020年7月11日（土）

西日本図書館学会福岡県支部例会（オンライン）

工藤 邦彦

## 【本日のテーマ・ポイント】

文部科学省の組織再編（2018年10月）が今後どのように、大学における司書（とくに司書講習）の養成に影響を及ぼしてくるのだろうか？

【『図書館年鑑』2019 JLA「図書館員の養成と図書館情報学教育」p104～106 を引用】

## 【本日のテーマ・ポイント】

文科の組織再編に伴い 昭和、平成、令和と続いている  
文科大臣委嘱の「司書講習」への影響は如何に？

【『図書館年鑑』2019 JLA「図書館員の養成と図書館情報学教育」  
p105 を参照】

「司書・司書補講習開講大学全国連絡協議会」参加校の動向から  
探っていくことにする

【はじめに】 令和元年度

司書・司書補講習開講大学全国連絡協議会報告

2019年11月1日（金）於：別府パストラル

この協議会は『図書館年鑑』にも掲載されない“密な会合”ではある。しかしながら、各大学が次年度の講習をどのように開講するか、あるいは閉講（協議会を脱会）するか、極めて重要な意味をもつ会。

# 令和元年度

## 司書・司書補講習開講大学全国連絡協議会報告

2019年11月1日（金）於：別府パストラル

協議会では、文科省の担当係官（**総合教育政策局 教育人材育成課**  
社会教育人材研修係長 1名）を来賓に迎え、

『我が国における生涯学習行政（**図書館行政ではない！**）の動向』について“**行政説明**”（60分）を行っていただくことを慣例としている。

近年は、説明にあたり、文科省担当係から事前に質問事項を提示される。

（昨年度は、「**読書バリアフリー法**」制定を受け、講習における合理的配慮への取り組みについて現状を教えて欲しいというお題でした）

令和元年度

司書・司書補講習開講大学全国連絡協議会報告

2019年11月1日（金）於：別府パストラル

※ 昨年度の開講状況（7大学）は、**別紙のとおり**  
**「令和元年度 司書・司書補講習開講大学開講状況」**

- ・富士大学（2020年度以降閉講）
- ・聖徳大学、明治大学、鶴見大学、愛知学院大学  
桃山学院大学、別府大学

# 司書および司書補になるための資格の取得方法と条件

## 図書館法第6条（司書及び司書補の講習に関する規定）

「司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う」

「司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、15単位を下ることができない」

\* 具体的な受講資格・単位については、「図書館法施行規則」第2章 司書及び司書補の講習 で規定（司書は24単位を下らない）。

さて、本年 司書・司書補講習開講大学 各々・  
開講準備していたのですが。。。(ノド` )シクシク…

With コロナ のなか、 令和2年度の開講は。。

※ 今年度の委嘱大学（6大学）の動向

- ・聖徳大学 ➡2週間開講遅らせ、一部オンライン授業で実施
- ・明治大学 ➡対面講習中止、メディア授業形式で後期実施
- ・桃山学院大学 ➡半年延期（冬季対面講習で開講予定）
- ・鶴見大学、愛知学院大学、別府大学 ➡中止（委嘱取止め）



講習の現状を確認しましたところで  
本題に戻り、【本日のテーマ・ポイント：予備知識】  
文部科学省の組織再編（2018年10月）とは？  
【『図書館年鑑』2019 JLA「図書館員の養成と図書館情報学教育」p104～106 を引用】

## 【本日のテーマ・ポイント：予備知識】

### 文部科学省の組織再編（2018年10月）の影響は？

【『図書館年鑑』2019 JLA「図書館員の養成と図書館情報学教育」p104～106 を引用】

旧来からあった、**社会教育課**の名称を無くし、**生涯学習推進課**と**地域学習推進課**に分離（図書館行政は、地域学習推進課の所管）

新設の「**教育人材政策課**」で“教育を支える専門人材”の育成・強化にあたる。ここでの“専門人材”とは、①社会教育主事と②司書のみ該当

注) **学芸員**養成は、**外局**（**文化庁：京都へ都落ち？！**）へ移管され、総合教育政策局の業務分掌からは無くなった。

\* 司書と学芸員の分離 \* 公民館専門職を筆頭とし、つぎに司書養成を

# 生涯学習政策の転換に即した“広義の司書”の養成

・司書（司書・司書補）とは

「図書館法」第4条には、“**図書館に置かれた専門的な職員を司書及び司書補と称する**”とあり、“司書は、図書館の専門的事務に従事する”とされている（司書補は、司書の職務を助ける）。➡ 現職者の養成のための“講習”

「図書館法」の建付け上、司書は**公共図書館の専門職員**（狭義の司書：司書職）という位置づけ。だが、「司書の講習」を受講し資格を得たい方々の多くの認識は、図書館職員の**一般名称（広義の司書）**に過ぎない。よって、今後 **行政も“広義”を意識した司書の活躍に期待し、幅広な専門性を求める**

➡ **Withコロナで今年度「通信制・メディア講座」の受講者数  
に注視**

# (令和時代の) “広義の司書”養成としての「司書講習」の方向性

- ・当初 司書講習の開講条件は、「**教育学部又は学芸学部**を有する大学」と定まっております、このことから開講は当時の国立大学が実施
- ・1952年図書館法改正で「広義の大学（短大も含め）」での開講が可能となったため、私立大学の参入が図られた

## 【コロナ前の見解】

教育人材政策課の新設で、教育に関わる資格養成と現職者の研修事業が一元化される。今後、司書講習のみならず、司書課程も教職課程と同様の“再課程認定”のような“しぼり”が生じる可能性も否定できない。

司書

社会教育主事

学校司書

司書教諭

教育職員

参考文献：JLA「図書館員の養成と図書館情報学教育」『図書館年鑑』2019 p104

塩見昇，木下みゆき編著（2020）『新編 図書館員への招待』教育史料出版会 p91～93

# 図書館法第6条②「司書及び司書補の講習」での新規資格取得について：現況

近年、大学における司書・司書補の新規資格取得については、大学での図書館法第6条①に基づく「図書館に関する科目」（図書館法施行規則第1章第1条）を履修できる図書館情報学に関する学科または司書・図書館学課程を除くと、図書館法第6条①に該当する資格講座である通信制大学（12大学）の履修が増加傾向にある

【西日本】近畿大学、佛教大学、大阪芸術大学、近大姫路大学

【東日本】八州学園大学、聖徳大学、玉川大学、帝京大学、東洋大学、法政大学、明星大学、帝京平成大学

参考文献：塩見昇，木下みゆき編著（2020）『新編 図書館員への招待』 教育史料出版会 p93

# (令和時代の)「司書講習」の方向性

～“広義の司書”養成における**教育内容**～

\*「社会教育指導者」としての横断的連動を意識すること

司書

社会教育主事

文科の「社会教育施設の集約化・複合化」への動きの背景には、

\* 公民館行政（公民館類似施設も含め）の再編を一丁目一番地に  
（地域コミュニティの維持と持続的発展）

（自立的な地域の防災、感染症対策の強化）

\* 学芸員養成が外れることで、司書資格省令（共通基礎）科目である

「**生涯学習概論**」では、自治体の行財政制度と、関連施設の管理・運営と連携への理解が強く求められるであろう。

## おわりに （令和時代の）「司書講習」方向性：教育方法

『講習を継続する以上は、委嘱する文部科学省、実施する大学の双方が、**教育条件の改善**になおいっそうの努力をはらうことが必要なのは当然です』

参考文献：塩見昇，木下みゆき編著（2020）『新編 図書館員への招待』教育史料出版会 p93

Withコロナの時代、夏季の自然災害（風水害）をふまえた、教育条件の改善が、**オンライン授業の導入??**

**不測の事態に備え、対面＋オンラインの準備が必要？**

国の“Withコロナ期”における「司書講習」についての方向性もみえづらいのが正直なところ。